

記者発表資料
平成 21 年 12 月 3 日
こども青少年局保育運営課長
(行政運営調整局歳入確保強化担当課長兼務)
本田 秀俊 TEL671-2365

本市初の実施！

保育料「納付案内センター」の設置について

保育所保育料の滞納が始まって間もない世帯に対し、催告書の送付に合わせ、納付案内センターの職員が電話で納付の呼びかけを行うことで、滞納額が膨らまない段階での完納を促します。

(センター設置の背景)

平成 21 年 7 月の一斉催告時に、人材派遣会社を活用して「電話による納付案内」モデル事業を実施しました。その結果、架電できなかった世帯よりも、電話のつながった世帯のほうが入金率が高いという結果が出ました。今般、コールセンター業務を実施している会社に委託することで、休日や夜間等にも納付のご案内を行います。

保育料「納付案内センター」について

実施期間：平成 21 年 12 月 4 日（金）～18 日（金）

原則として、午後 5 時～午後 8 時（平日）、午前 9 時～午後 1 時（土日）

ただし、12 月 12 日（土）及び 13 日（日）については、午後 8 時まで実施予定

実施方法：受託先の業者にて実施

対象者：平成 20 年度以降分の保育料のみが未納となっている世帯（1,600 件程度を想定）

実施内容：上記対象者に対して、電話により

- ①催告書が届いているかどうかの確認
- ②未納となっている保育料について、送られた納入通知書での納付を依頼
- ③分割納付等を希望する場合は、相談先を紹介（保育運営課に連絡）

・効果の検証について

納期限の約 1 ヶ月後に、①電話のつながった世帯、②留守番電話にメッセージを残した世帯、③不通・不在の世帯、等に分類し、実際の納付状況の検証を行ないます。

<参考>保育料滞納者に対する一斉催告書の送付について

発送日：平成 21 年 12 月 3 日（木）～4 日（金）予定

納期限：平成 21 年 12 月 18 日（金）

対象者：平成 16 年 4 月分～平成 21 年 9 月分の保育料に未納がある世帯（約 5,000 児童分）

※ 保育所に入所を希望しながらも入所できない待機児童が多数いる一方、保育所に入所しながらも保育料を納付しない滞納者が少なくありません。納付している保護者の皆様との公平性を保つため、保育運営課では、滞納者に対して督促状の発送、年 3 回の一斉催告や個別の電話催告等を実施し、自主納付を促しています。また、悪質な滞納者に対しては、平成 19 年度から勤務先への給与照会等の財産調査を実施し、財産差押等の処分（裏面参照）も行っています。

※ 本市の保育料滞納者に対する処分の実施状況

平成 19 年 8 月 財産調査の開始及び滞納額の多い滞納者に対して差押事前通知を送付。
平成 19 年 9 月 自主納付のない滞納者に対し、差押処分実施（本市初の差押実施）。
以降、順次差押処分を執行。

滞納処分実施状況（差押件数） ※21 年度は 11 月 15 日現在

年度	生命保険	預貯金	給与	不動産	合計	備考
19 年度	14	8	5	2	29	滞納者 20 人
20 年度	33	20	5	4	62	滞納者 44 人
21 年度	20	5	5	11	41	滞納者 33 人

※ 「電話による納付案内」モデル事業の実施結果

実施期間：平成 21 年 7 月 13 日（月）～24 日（金）の平日 午前 11 時～午後 7 時

実施場所：保育運営課内執務スペース

対象者：平成 20 年度以降分のみが未納となっている世帯（想定 1,000 件程度）

納期限：平成 21 年 7 月 24 日（金）

実施結果：実際の対象世帯数約 1,600 世帯のうち、約 1,000 世帯に架電。

内 訳 等	入金率
対象者全体	15.6%
1. 保護者と直接話ができただけの場合	23.9%
2. 不在、留守電等のため直接話ができなかった場合	18.2%
3. 番号違いや、実施期間の関係上、架電できなかった場合	11.7%

※平成 21 年 7 月末時点での納付状況を確認。

< 基礎数値 >

(1) 保育所数・・・420 か所（平成 21 年 4 月 1 日現在）

（内訳）市立保育所；100、公設民営；2、民間保育所；318

(2) 入所児童数・・・36,652 人（平成 21 年 4 月 1 日現在）

(3) 平成 20 年度決算における滞納額

< 20 年度分 > 279,385 千円、収納率 97.34%

< 過年度分 > 571,681 千円、収納率 19.98%

< 合 計 > 851,066 千円、収納率 92.46%

今回の「保育料納付案内センター」は、歳入確保強化担当としての取組みの 1 つです。

行政運営調整局歳入確保強化担当 市民の公平性を保つ観点から、未収債権の徴収について、全庁的に取組むために、21 年 1 月に設置された専任組織です。

主な債権の所管課長が歳入確保強化担当課長を兼務し、連携して取り組んでいます。

歳入確保強化担当の取組み 歳入確保強化担当では、◎債権回収に関する専門的なノウハウの向上と共有 ◎各債権の滞納整理業務担当部署の相互連携 ◎民間事業者の活用などの取組みを全庁的に進めていきます。